

1 不当な差別的取扱い

障がいを経験した理由として、正当な理由なく、商品やサービス、各種機会の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付けることなどは、不当な差別的取扱いにあたります。

例えば、以下のような例があります。

- 自治会において、障がいを経験した理由に参加を認めない。または参加を制限する。
- 町内会において、障がいのある人にだけ回覧を回さない。
- ボランティア団体において、活動への参加条件に障がいがないことと一律に定める。
- 避難所運営委員会において、障がいを経験した理由に委員会への参加を拒否する。
- マンション管理組合において、役員欠格事由を定める際、障がいのある人は一律に役員となることができないと定める。

不当な差別的取扱いとなりうる具体的な事例

自治会が、障がいのある人が生活するグループホームの建設にあたり、障がいに関する偏見が記された文書等を組織的に作成し、自治会内で回覧するなど組織的に反対活動を行う。

自治会の役割分担を決める際、障がいの特性上、できない作業があることを理由に、他の役割を担うことも一律に認めない。

町内会主催の地域のイベントにおいて、障がいのある人の参加を一律に認めない。

ボランティア団体において、障がいのある人から参加希望があった際、障がいを経験した理由に参加を拒否する。

マンション管理組合において、障がいのある人は役員になることができないと規則で定める。

避難所運営委員会が、避難所の利用にあたり、「障がいのある人は家族や支援者と一緒に避難すること」と一律に条件を付ける。

※上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由によりやむを得ない対応の場合は、不当な差別的取扱いに該当しないことがあります。

2 合理的配慮

障がいのある人が商品やサービス、各種機会の提供を受ける場面で、何らかの配慮を求める意思の表明があったときは、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を提供することが求められます。合理的配慮は、「物理的環境への配慮」、「意思疎通への配慮」、「ルール・慣行の柔軟な変更」の3つに大きく分けて考えることができます。

例えば、以下のような例があります。

- 車いす利用者が参加しやすいよう、町内会の集会時、本人の希望に沿った場所に対応する。
⇒物理的環境への配慮
- 説明文書の点字版や拡大文字版、テキストデータ、音声データ等の提供や、必要に応じて代読や代筆を行う。
- 身振り、手話、要約筆記、筆談、図解、ルビ付き文書を使用するなど、本人が希望する方法でわかりやすい説明を行う。
- 電子メール、ホームページ、ファックスなど多様な媒体で情報提供、予約受付、案内を行う。
⇒意思疎通への配慮
- 自治会での役割を決める場合に、障がいの特性に応じて、本人が困難と感じる役割は他の人が担い、本人が得意とする役割を提供するなど、役割決めに関するルールを柔軟に変更する。
⇒ルール・慣行の柔軟な変更

合理的配慮の提供の具体的な事例	
● 視覚障がいのある人に関する事例	
困りごと(合理的配慮の申出)	合理的配慮の提供例
自治会の集会で配布される資料が読めないため、事前に配布資料をデータで提供してほしい。	自治会は、集会で配布予定の資料を事前にメールで送付する。
● 聴覚・言語障がいのある人に関する事例	
困りごと(合理的配慮の申出)	合理的配慮の提供例
ボランティア団体の会議時、周囲の発言が分からないため、情報保障をしてほしいと申し出る。	ボランティア団体は、パソコンの音声認識文字化機能の利用や、補助スタッフを配置するなどし、会議中の情報保障を提供する。
● 肢体不自由のある人に関する事例	
困りごと(合理的配慮の申出)	合理的配慮の提供例
マンション管理組合が行う会議に出席したいが、集会場所がエレベーターのない2階のため、参加できるよう配慮してほしいと申し出る。	マンション管理組合は、現在予定している場所から集会場所を変更することは難しかったため、本人と話し合い、本人は自宅からパソコンでオンライン参加できるよう調整する。

● 精神障がいのある人に関する事例	
困りごと(合理的配慮の申出)	合理的配慮の提供例
マンション管理組合の理事会へ出席を求められた際、強い不安や緊張を感じたため、欠席を認めるよう配慮を求める。	マンション管理組合の理事会は、本人の欠席を認めるとともに、当日の議題について個別に本人へ説明し意向を確認するなど、代替方法を検討する。
● 知的障がいや精神障がい、発達障がいのある人に関する事例	
困りごと(合理的配慮の申出)	合理的配慮の提供例
自治会活動において、順番に回ってくる役員の役割について、障がい特性上、担うことが困難と感じたため、自治会長に配慮してほしいと申し出る。	自治会長は、こういった役割なら担えそうかなどを本人と話し合い、本人が困難と感じる役割は他の人に担ってもらい、本人ができそうと感じる役割に変更できるよう調整する。

※上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、実施を求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、過重な負担がある場合には、合理的配慮の不提供に該当しません。しかし、その場合もどうすれば障がいのない人と同等のサービスを提供できるかを考え、代替方法について障がいのある人と話し合いを行う必要があります。